

提出日(西暦)	2020年 9月 1日
---------	-------------

品質管理システム概要書(2020年 9月 1日現在)

監査事務所名 監査法人グラヴィタス  
代表者名 木田 稔

## 1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う。

社員会は、全ての監査業務において監査業務の品質が優先されるということを認識し、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させ、営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように各管理者の責任を定め、品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意する。

品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う。品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別し、理解して、適切な方針及び手続を定める。

監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負う。

### 【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者とする。

## 2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

### (1) 職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則(以下「倫理規則」という。)第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定める。監査責任者は、当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、専門職員がこれを遵守していることを確かめ、監査チームのメンバーが職業倫理に関する規定を遵守していないことに気付いたときには、専門的な見解の問合せを行うなどの適切な対応をとる。監査チームは、我が国における職業倫理に関する規定を理解し遵守し、識別された重要な問題及びその問題の解決方法を監査調書に記載する。

## (2) 独立性

当法人は、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定める。品質管理担当責任者は、当法人及び専門要員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期並びに必要となる時点において、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査する。

監査責任者は、当法人の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめる。監査責任者は、関与した会計期間及び翌会計期間の終了する日までの間は、当該監査関与先（連結会社等を含む。）の役員又はこれに準ずるものに就任しない。

当法人は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、方針及び手続を以下のように定める。

- (1) 大会社等の監査業務については、監査責任者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付ける。
- (2) 監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するにあたっては、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。

## 3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定め、業務を実施するための適性及び能力（時間及び人的資源等）を有し、職業倫理に関する規定の遵守が可能であり、関与先の誠実性に問題がない場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行う。契約の更新を決定する際には、当年度又は過年度における監査業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新に与える影響を考慮する。

契約の締結を辞退する原因となるような情報を契約の締結後に入手した場合、当法人及び監査責任者は必要な対応をとる。

### 【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定め、監査責任者はその手続が適切に行われていることを確かめる。

- (1) 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- (2) 新規の締結時及び更新時はリスクの程度に応じて、審査会が指名する適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

#### 4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるよう、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する方針及び手続を定める。専門要員の採用の手続を効果的に定め、業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用することに配慮する。専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供する。全ての専門要員は、必要な継続的専門研修を履修し、品質管理担当責任者に報告する。専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いる。社員会が、専門要員の評価を行い、報酬及び昇進を決定する。

監査責任者の選任に関しては、その職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることを確かめる。

監査チームのメンバーの選任と必要とされる監督の程度の決定において、監査業務の理解の程度並びにこれまでの実務経験、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する理解、ITの知識及び会計又は監査の特定の領域、関与先が属する産業に関する知識を含む適切な専門的知識及び職業的専門家としての判断能力並びに当法人の定める品質管理に関する方針及び手続についての理解を検討する。

##### 【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供する。

#### 5．業務の実施

##### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含める。以下の方針及び手続を通じて監査業務の実施における品質の保持を図る。

監査責任者は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を自ら遵守するとともに、その遵守を監査チームのメンバーに指示する。監査チームのメンバーに対し適切な指示及び監督を行い、適時に監査調書を査閲し、必要と認める場合、追加手続を指示する。実施した作業に関する適切な監査調書が作成され、査閲の時期と範囲に関して適

切に記録されていることを確認し、その過程で行った重要な判断及び発行される監査報告書の様式を検討する。

品質管理担当責任者は、監査業務の実施に関する全ての方針及び手続を適宜更新し、社員会の承認を得て、本規程や監査マニュアル等に反映する。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負うとともに、監査調書を査閲する責任を負う。

### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定める。判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、監査チームのメンバーは、速やかに監査責任者に報告する。監査責任者は、報告された事項を、監査チームの他のメンバーとも討議して検討する。また、当該事項を審査会に事前に相談し、必要あるときは、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。専門的な見解の問合せは、監査調書に十分かつ詳細に記載し、必要に応じ、依頼者と助言者の双方が確認する。

#### 【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。また、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、当法人は、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項を適切に伝達し、監査責任者は、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項の伝達が行われていることを確かめる。

### (3) 審査の方針及び手続

当法人は、合議制による審査会において監査業務に係る審査を実施し、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行う。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものである。

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降とする。

監査責任者は、監査中に識別した重要な事項（審査中に識別されたものを含む。）について審査会と討議し、審査が完了した日以降を監査報告書日とする。

審査は、通常、重要な事項についての監査責任者との討議、財務諸表や内部統制報告書と監査報告書案の検討（特に監査意見についての十分な検討）及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われる。

審査会は、合議制による審査を監査計画の策定から監査意見の形成まで一貫してかつ適時に実施する。

審査委員の選任に当たっては、必要な知識、経験、能力、職位等の監査業務の審査を行うために必要とされる資格、客観性を損なうことなく業務に関して専門的な見解の問合せの助言を行うことができる程度、職業倫理に関する規定で要求される独立性を考慮して、その適格性を検討する。

審査委員には、監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有する者であり、当法人の社員かつ公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者を選任する。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査会が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれる。審査会は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討する。不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査委員を選任する。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には社員会で審査を実施する。

監査責任者は、当法人の定める方針及び手続に従って審査委員が選任されていることを確かめる。

監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」が適用となる場合、監査報告書案が適切であるかどうかの検討には以下を含める。

- (1) 報告すべき監査上の主要な検討事項が監査報告書案に記載されているかどうか。
- (2) 監査基準委員会報告書701第13項に基づき監査上の主要な検討事項を記載しない場合、記載しないことが適切かどうか。
- (3) 報告すべき監査上の主要な検討事項がない場合、企業及び監査に関する事実及び状況を踏まえて、それが適切かどうか。

なお、監査報告書案の検討には監査上の主要な検討事項の表現方法の検討も含むものとする。

#### (4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査会との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定める。専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化する。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り発行しない。監査チームのメンバーは、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、

監査責任者は審査会に事前相談を行う。

監査責任者と審査会との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決する。

監査責任者は、監査上の判断の相違が生じた事項やそれが十分に予測される事項に関して、監査チームのメンバーが監査責任者又は当法人内の他の適切な者に報告することができ、これによって不当な取扱いを受けることはないということを適時に監査チームのメンバーに伝達する。

#### 【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達するとともに、監査責任者はその旨確かめる。

### (5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定める。

監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめる。ただし、実施した作業の関連性から、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の監査調書や、連結財務諸表に関する監査と個別財務諸表に関する監査の監査調書を一つの監査ファイルとしてまとめることができる。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から、60日を超えないものとする。

当法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保する。監査チームは、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。したがって、監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書の全部又は一部を他に示してはならない。また、特に個人情報保護することに関連する法令等に留意する。

監査調書は、当法人の方針及び手続に従わない追加、変更や削除により、又は媒体の消失や破損により、監査調書に記載された情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が、阻害されることがある。このため、監査調書の作成、変更又は査閲の履歴を明確にし、監査計画や監査の実施などの各段階において情報を保全する。当法人の方針及び手続に従わない監査調書の変更等を防止し、監査チームやその他の正当な権限を有する者に対し、業務上の必要に応じた監査調書へのアクセスの権限を付与する。

監査調書は10年間保存することとし、監査ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまでは、いかなる監査調書であっても、削除又は廃棄してはならない。保存年限が到来した監査調書は、監査関与先のリスク等を勘案の上、監査責任者は、品質管理担当責任者の承認を得て、廃棄するか、保存年限を延長するかを決定する。

当法人は、監査ファイルの最終的な整理の完了後における監査調書の変更又は追加の履歴を明確にするとともに、品質管理レビューやその他の目的で、当法人外の権限を有

する者が監査調書を閲覧できるようにする。

監査調書は、本規程に定める期間を保有した後は、保存期限を延長したものを除き、品質管理担当責任者の承認を得て、速やかに廃棄手続をとる。

## 6．品質管理のシステムの監視

### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定める。上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視（以下「日常的監視」という。）及び評価を含める。この評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証（以下「定期的な検証」という。）を含める。

#### 【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により確かめる。すなわち、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる。

### (2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備が判明した場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとる。

品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達する。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施する。

品質管理担当責任者は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を、社員会に伝達するとともに、品質管理のシステムの監視に関する事項を適切に文書化する。

### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定める。

当法人は、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任し、必要に応じ適切に文書化する。不服と疑義の申立ての調査において、品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、又は一人若しくは複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、適切な是正措置を講じる。また、この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定める。

#### 【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するため、不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付け、当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

### 7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について方針及び手続を定める。

監査人の交代に関する監査業務の引継について、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠し、品質管理担当責任者は、当該監査業務の引継が、当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうか確かめる。当法人が後任監査人となる場合で、監査業務の引継を行う時点で、監査責任者がまだ決まっていない場合には、品質管理担当責任者は、その引継を実施する責任者を選任する。

監査責任者は、当法人の方針及び手続に準拠して引継を行い、監査業務の引継において専門職員を使用する場合には、監査チームが必要な能力、適性及び独立性を保持していること確かめるとともに、十分な時間を確保できていることを確かめる。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告し、監査責任者はその旨確かめる。

### 8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定める。共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際及び必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめる。

監査責任者は、他の監査事務所が共同監査に関する品質管理の方針及び手続を実施しているかどうかについて、監査契約の新規の締結及び更新の際及び必要に応じて監査業務の実施過程において他の監査事務所の監査責任者に確かめる。また、監査責任者は、他の監査事務所の品質管理のシステムに関して確認した内容及び結論を監査調書に記録し、監査調書に含めて保存する。

### 9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

現在までのところ、組織再編を実施しておらず、現時点での計画もございません。

以上



この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3)審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図(A4判に限る。)を添付することができる。

2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。)の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を【不正リスクへの対応】という見出しの付された項目に記載して明瞭にすること。

3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。

4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。